



報道機関 各位

記者発表資料

平成30年4月25日（水）

問い合わせ先：都市戦略本部
都市経営戦略部

担当：黒田、安井

電話：829-1064

内線：2143

第73回九都県市首脳会議の結果概要について

本日開催された「第73回九都県市首脳会議」の結果概要については、別添のとおりです。

第73回九都県市首脳会議の結果概要

平成30年4月25日

九都県市首脳会議

1 報告事項

(1) 首脳会議で提案された諸問題について

ア 大規模地震における車中泊による避難者への対応について

九都県市における人口、面積、人口密度、指定避難所の数等の基礎情報を基に、健康被害に対する医療的な視点等も含めた検討を行った。

今後は、研究会における議論を踏まえ、国に要望するとともに、引き続き九都県市において情報共有を行い、必要に応じて広域的な連携を図っていく。

イ 震災時における緊急輸送道路の機能確保に向けた沿道建築物の耐震化促進について

九都県市が連携して取り組んでいくため、「九都県市緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携協議会」を設置し、連携して取り組む路線や耐震化促進に向けた方策について具体的に検討し、展開していくこととした。

ウ 屋外広告物の安全管理の強化に係る取組について

屋外広告物の落下等の事故を未然に防ぐため、屋外広告物の安全管理の強化方策について検討し、所有者等に対し安全管理義務に係る周知・啓発活動を実施した。

今後は、屋外広告物の安全管理の強化について各都県市での取組を進めるとともに、必要に応じて情報共有や意見交換を行い、連携を図っていく。

エ 共生社会の実現に向けた取組の推進について

共生社会の実現に向けて、各都県市の取組について情報共有を図るとともに、「障害者週間」におけるイベント一覧を作成し、啓発活動を行った。

また、動画配信やホームページの作成によって九都県市が連携して啓発に取り組むこととした。

今後は、共生社会の実現に向けて、検討会における議論を踏まえ、啓発活動を行うとともに、必要に応じて、九都県市で情報共有や意見交換を行い、広域的な連携を図っていく。

オ 踏切の安全対策等の推進について

九都県市が連携して鉄道事業者への申入れを実施するとともに、啓発チラシを用いた踏切安全啓発活動を実施した。また、これらについて九都県市同時記者発表を実施した。

引き続き、各都県市で啓発活動等を行うとともに、必要に応じて情報共有や意見交換を行いながら連携を図っていく。

カ ヒートアイランド対策について

打ち水のイベントの実施や「クールシェア」の取組を推進するとともに、新たに日傘利用を推進するなど、ヒートアイランド対策の取組を実施することとした。

キ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

九都県市共同の広報を行う時期について、風しんワクチンの供給状況等を踏まえて協議を行い、広報内容等について検討を重ねた上で、適切な時期に実施する。

ク 九都県市共通のマークの導入による障害者支援の促進について

各都県市の障害者差別解消に係る取組状況について、情報共有を行うとともに、障害者への合理的配慮の例について検討を行った。今後は、全国組織の障害者団体に対し、合理的配慮を示すマークに関するヒアリングを順次実施し、そこで出た意見を反映して、仮マークによるモデル実施の検討を進める。

ケ 駅ホームからの転落防止に向けた鉄道事業者への支援について

ホームドアの整備に向けて鉄道事業者を支援するため、バリアフリー法の起債に関する要件の緩和について、国に対して要望を行った。また、鉄道事業者が実施する声かけなどの啓発活動を支援することとした。

引き続き、鉄道事業者を支援する方策について検討を進め、九都県市で連携した取組を実施していく。

コ 鉄道の混雑緩和、快適化に向けた取組について

鉄道の混雑緩和に向けた取組について検討を進めるため、各都県市における鉄道の混雑緩和に関する現状、取組や今後の検討会の進め方について情報交換・意見交換を行った。

引き続き、鉄道の混雑緩和に向けて、ソフト面の取組事例を調査・研究し、混雑緩和方策について検討を進める。

2 協議に係る合意事項

(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

ア 地方分権改革の実現に向けた要求について

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙1**のとおり、国に対して要求を行うこととした。

3 意見交換に係る合意事項

(1) 受動喫煙防止対策の推進について

実効性のある受動喫煙防止対策を推進するため、九都県市が連携して対策に取り組むことが有用であることから、広域的な普及啓発等の取組について、首都圏連合協議会において検討することとした。

(2) 子ども医療費の助成制度の創設について

子どもの医療費助成事業は、全市町村で実施され、全都道府県がそれを支援しているところであるが、財政事情などから自治体間で制度内容が異なり、保護者の不公平感等が生じているため、統一した制度の下に次世代育成支援ができるよう、現物給付方式による子ども医療費助成制度の創設を求めるとともに、地方単独医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を直ちに全面廃止するよう、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙2**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(3) 定期借地制度を活用した国有地の有効活用について

待機児童解消に向けた保育所又は幼保連携型認定こども園や障害者の地域生活を支援するための障害福祉サービス事業所等の施設整備については、用地確保が極めて困難であるとともに、多額の初期投資が必要となる。このことから、未利用国有地の定期借地制度を利用した貸付制度において、介護施設整備に限定されている貸付料減額の優遇措置適用範囲の拡大及び期限延長について、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙3**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(4) 子どもの歩行中の交通事故の防止に向けた取組について

子どもの歩行中の交通事故の防止に向けた取組は、特に交通量の多い首都圏において、安全・安心な子育て環境を確保していくために必要不可欠であり、広域的な共通課題であることから、首都圏における交通事故の防止に向けた共同の取組について、首都圏連合協議会において検討することとした。

(5) 都市農業の振興に向けた取組について

都市農地は都市にとって重要な役割を果たすことが期待されているため、その保全と都市農業の振興を効果的に進める必要がある。

そこで、都市部の農業者が営農を継続するための支援や地域住民の理解を促進する方策について、首都圏連合協議会において検討することとした。

(6) 高校生等への修学支援の更なる充実について

家庭の経済状況に左右されず修学できる社会の実現に向け、「高校生等奨学給付金」の給付額の増額、給付対象者の拡大及び財政負担並びに自治体独自で実施している給付型奨学金制度に係る財政支援について、九都県市としての意見をとりまとめ、**別紙4**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(7) 介護人材の更なる確保に向けた取組の推進について

首都圏における介護人材の更なる確保に向けた取組を推進するため、介護職員の更なる処遇改善、介護職員住居借上げ支援制度の創設、介護福祉士の育成支援の充実及び資格取得に係る制度の見直しについて、九都県市としての意見を取りまとめ、**別紙5**のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(8) 中小企業等へのテレワークの導入促進について

企業が集中している首都圏においては、都県を越えて通勤する方が多く、平日の平均通勤時間の長さは全国でも上位となっており、ワーク・ライフ・バランスの推進や出産・育児期の女性の就業継続を妨げる一因となっている。

こうした状況を改善するためには、サテライトオフィスを含め、テレワークの活用が有効であり、企業、特に中小企業におけるテレワークの導入促進と積極的な活用について、九都県市としての意見をとりまとめ、**別紙6**のとおり、首都圏の経営者団体に対して要請を行うこととした。

4 その他

(1) 「ちばアクアラインマラソン2018」について

千葉県から、10月21日に開催される「ちばアクアラインマラソン2018」について、本マラソン大会の参加者募集とコースの紹介及びコースの一部となる東京湾アクアラインの交通規制への協力依頼があった。

5 次回は、平成30年秋、さいたま市において開催する。

地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生においても極めて重要なテーマである。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

I 真の分権型社会の実現

(1) 更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、国の出先機関の見直しは行われておらず、権限移譲もいまだ十分ではない。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

- ・地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みについては、財政的支援では特別交付税措置等がされたものの、地方にとって十分とは言えないため、より一層の支援を求める。また、情報の提供では平成31年度に求人情報は一定の改善がされるものの、求職者の情報には課題があるため、地方に対しても国と同等の情報の提供を進めること。さらに、新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担の在り方等を改めて検討すること。

- ・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、適切な移管時期などに関係する地方自治体と十分に協議するとともに、移譲に当たっては確実に財源措置等を講ずること。

- ・中小企業支援に関する事務など、地方が強く移譲を求めている事務・権限を速やかに移譲すること。

(2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。また、国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させているが、地方の自由度を高めるために今後「従うべき基準」の設定は行わないこと。また、既に設定された基準についても撤廃すること。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

(3) 「提案募集方式」に基づく改革の推進

「提案募集方式」については、これまでの4年間の取組によって、地方から様々な提案がなされたことにより、制度改革や運用改善が図られ、地方分権が推進された。

平成29年においては、地方からの提案を受けて内閣府が関係府省と調整を行ったもののうち、約9割について実現・対応されることとなった。しかし、実現・対応となった提案の中には、検討するとされた提案や提案どおりの対応になっていないものも含まれている。また、提案を各検討区分に整理する時点で、対象外等とされたものも多い。

このため、地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。その際、地方が示す現行制度の具体的な支障事例等だけではなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。また、検討の結果、提案内容を実現できなかった場合は、提案主体の納得が得られるよう説明責任を果たすこと。

さらに、過去に「実現できなかった」提案のうち、地方から再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、全ての進捗状況を適宜確認し、速やかに地方が活用しやすい形で共有するとともに、引き続き検討するとされた提案については、実現に向けた確実なフォローアップを行うこと。今後、第8次地方分権一括法等により措置される事項については、地方が十分な準備期間を確保でき、条例制定等の必要な対応を支障なく行えるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

また、制度開始から5年目を迎えることから、こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえつつ制度の課題を整理し、提案対象の拡大を図るなど見直しを行うこと。

なお、「提案募集方式」があることを理由に国自らがこれ以上、権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等を検討しないことはあってはならず、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

(4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・

運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

(5) 「国と地方の協議の場」の実効性ある運営

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

そのため、分科会も含め、政策の企画・立案の段階から協議事項について十分に説明するなど、実効性ある協議の場の運営を行うこと。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

II 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

(1) 地方税財源の充実・確保

ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。

このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

消費税率10%への引上げは平成31年10月に再延期することとされたが、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、必要な財源を確実に措置すること。また、消費税率10%への引上げと同時に導入される軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

併せて、消費税率10%への引上げに伴い社会保障を全世代型のものとする等「新しい経済政策パッケージ」に基づく施策において、地方行財政に係るものについては、地方と十分に協議をするとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任において確実に確保すること。

ウ 課税自主権の拡大

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈

川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

エ 車体課税の見直しに伴う地方税による代替財源の確保

自動車取得税については、消費税率10%への引上げ時に廃止することとされた。その減収分については、自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入等により一部が補填されるものの、十分な代替財源が確保されていない。

自動車取得税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、自動車取得税を廃止する際には、地方税による安定的な代替財源の確保により、減収分の補填措置を行うこと。

また、平成29年度与党税制改正大綱において、平成31年度税制改正までに、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し、総合的な検討を行い、必要な措置を講じることとされたが、仮に負担軽減措置を講じる場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、地方税による安定的な代替財源を確保すること。

オ 償却資産に対する固定資産税の制度の堅持

平成30年度与党税制改正大綱において、平成28年度税制改正で創設された償却資産に対する固定資産税の特例措置については、平成30年度末の適用期限をもって廃止することとされた一方で、生産性革命集中投資期間における3年間の時限的な措置として、新たな特例措置を創設することとされた。

償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、都及び市町村の重要な基幹税目であることから、国の経済対策などの観点からの見直しを行うべきではなく、引き続き制度を堅持すること。

また、新たな特例措置については、臨時、異例の措置であることを踏まえ、その期限の到来をもって確実に終了させるとともに、類似の特例措置の創設等は行わないこと。

カ 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策の一環である森林吸収源対策の地方税財源の確保については、平成30年度与党税制改正大綱において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を平成31年度税制改正において創設することとされた。

新税の創設に当たっては、都市部の住民からも理解を得られるよう丁寧な説明等に努めるとともに、賦課徴収を行う市町村の意見を十分に踏まえ、地方自治体が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないように適切に調整すること。

また、税制抜本改革法においては、森林吸収源対策に加え、「地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。」とされており、地方自治体を実施している地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたることから、これらの対策に必要な地方税財源を確保する制度についても早急に創設すること。

キ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

平成30年度与党税制改正大綱において、「ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する。」とされた。しかし、ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあるだけでなく、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、地方自治体の貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(2) 自主財源である地方法人課税の拡充強化

ア 地方法人課税の拡充強化

平成26年10月、地域間の税収格差の是正を名目に、法人住民税法人税割の引下げに併せて、地方法人税の創設及びその税収の全額を地方交付税原資化する措置が講じられた。また、消費税率10%への引上げ時には、法人事業税の暫定措置の廃止とともに、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化を行うこととされている。

地方法人税は、地方分権に反するとともに、地方自治体同士で財源を奪い合う極めて不適切な制度であり、到底容認できるものではない。

加えて、同制度は、実質的には地方交付税の総額不足の補填に利用されており、国による地方財源の確保という責任を放棄した極めて不当なものであり、制度運用の面からも将来にわたって地方財政に悪影響を及ぼすものである。

しかしながら、平成30年度与党税制改正大綱では、「特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。」とされた。

本来、税収格差の是正は、税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において行うべきであり、その是正のために、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則が歪められることがあってはならない。今後の検討に当たっては、こうした地方税の原則を十分に踏まえるとともに、地方分権に反する措置の導入は断じて行わないこと。また、法人事業税の暫定措置については期限の到来をもって確実に廃止すること。併せて、産業振

興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

イ 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度与党税制改正大綱において検討を行うことが示されている。このことを踏まえ、平成29年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税の分割基準について見直しが行われた。

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をよりの確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

(3) 地方交付税制度の改革

ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

地方財政は、不可避免的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策など、必要な施策を将来にわたり実施していく必要がある。地方自治体が予見可能性を持ちつつ、安定的な財政運営を行っていけるよう、これら行財政需要の増加を的確に把握し、地方交付税の法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、平成31年度以降も引き続き地方の安定的財政運営に必要な総額を確保すること。

また、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用すること。あわせて、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

さらに、各地方自治体の予算編成に支障が生じないように、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

なお、地方の保有する基金は、大規模な災害や経済不況による税収減、不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行っているものである。

また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分に踏まえるべきである。

したがって、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は適切ではなく、基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

イ 臨時財政対策債の廃止

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、5度目の延長期限である平成28年度で廃止されることなく、

平成31年度まで延長されたところである。

平成30年度は地方交付税の原資を確保することにより臨時財政対策債が抑制されたが、臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填を継続することは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、過去に発行した臨時財政対策債の償還を、新たな臨時財政対策債の発行により行うという現状は極めて不適切な状況であり、持続可能な地方財政制度という観点からも、抜本的な見直しが急務である。

地方の財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、直ちに廃止すること。

また、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

(4) 国庫支出金の改革

ア 国庫支出金の抜本的な改革

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を基本とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国庫支出金は首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、財政力指数に基づいて国庫支出金の補助率を変更する等の財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、国庫支出金の改革に当たっては、事業の規模等に関わらず、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

(5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すことにより、真に国が行うべき事業に限定した上で、国が全額費用負担するとともに、それ以外の事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

Ⅲ 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

Ⅳ 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、大幅な職員数の削減など、徹底した行政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、行政改革への取組が不十分であると言わざるを得ない。

このような中であっても、国は、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を継続するとともに、地方法人税の税率を引き上げることとしており、更なる地方税の国税化を行おうとしている。

国は、行政改革と財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行うべきであり、速やかに制度の撤廃と地方の税財源の拡充に取り組むこと。

平成30年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清 水 勇 人
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	小 池 百合子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	熊 谷 俊 人
	相模原市長	加 山 俊 夫

子ども医療費の助成制度の創設について

子どもの医療費助成事業は、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、全市町村で実施され、全都道府県がそれを支援しており、子育て家庭の福祉の増進に大きな役割を果たしている。

一方、各自治体の財政事情や政策的な要素などから、自治体間で支払方法や対象年齢、自己負担額、所得制限等の制度内容が異なるため、保護者の不公平感や転居に伴う助成内容の変更等への不満が生じている状況にある。

国においては「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会議論の取りまとめ」（平成28年3月28日）を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を行わないこととしており、一定の進捗がみられたところである。

しかしながら、我が国の喫緊の課題である少子化対策として、引き続き、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するためには、全国どこでも同じ制度の下に、安心して医療を受けられる子どもの医療費助成制度が必要であることから、次の事項について要望する。

統一した制度の下に、国、都道府県、市町村が一体となって次世代育成支援ができるよう、国において現物給付方式による子ども医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を直ちに全面廃止すること。

平成30年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水 勇人
	埼玉県知事	上田 清司
	千葉県知事	森田 健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市 長	林 文子
	川崎市 長	福田 紀彦
	千葉市 長	熊谷 俊人
	相模原市長	加山 俊夫

定期借地制度を活用した国有地の有効活用について

国において、未利用国有地の管理処分にあたっては、地域や社会の要請及び国の財政事情を勘案し、有効活用を推進することとされている。特に社会福祉分野については、優先的売却に加え定期借地制度を活用した事業者への貸付を導入しており、新成長戦略やニッポン一億総活躍プランに位置付けられた保育及び介護の受け皿確保に一定の成果をもたらしている。

その中でも、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」の一つとして、整備にあたって比較的規模の大きな土地を要する介護施設については、高額な取得費用または貸付料などが原因となり用地確保が極めて困難な状況にある都市部を対象とした貸付料減額の優遇措置がなされている。

しかし、喫緊の課題である待機児童解消に向けた保育所又は幼保連携型認定こども園の整備や障害者の地域生活の支援に必要な障害福祉サービス事業所等の整備については、優遇措置の対象とされていないことから、事業者の参入促進と負担軽減のため、次の事項について要望する。

- 1 国有地の定期借地権による貸付に関し、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち、保育所及び幼保連携型認定こども園、障害児通所支援事業所並びに障害福祉サービス事業所等の施設整備においても、介護施設と同様に貸付料減額の優遇措置を適用すること
- 2 国有地の更なる活用推進のため、平成 32 年度（2020 年度）末までの時限措置である現行の貸付料減額の措置を延長すること

平成30年 月 日

財務大臣

麻生 太郎 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水 勇人
	埼玉県知事	上田 清司
	千葉県知事	森田 健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐治
	横浜市 長	林 文子
	川崎市 長	福田 紀彦
	千葉市 長	熊谷 俊人
	相模原市長	加山 俊夫

高校生等への修学支援の更なる充実について

国民生活基礎調査によれば、全国の子どもの貧困率は、13.9%（平成27年時点）で、7人に1人が貧困の状況に置かれている。

貧困は子どもの学力や成長に影響を及ぼす可能性があるとともに、次の世代の子どもに対しても同様のことが繰り返される、いわゆる「貧困の連鎖」が一般的に指摘されている。

そのため、国や地方自治体において、全ての子どもたちが、家庭の経済状況に左右されず、安心して修学できる社会の実現に向けた取組が進められている。

そうした取組の一つに、授業料の支援策があり、国の「高等学校等就学支援金」と合わせ、各都道府県で実施している独自の制度により、一定の世帯年収まで私立学校も含め実質的な無償化が行われている。

一方、授業料以外の学校教育費の支援策については、都道府県が国からの補助金を活用し実施している、低所得世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」があるが、国により毎年給付額の見直しが行われているものの、依然として保護者の負担が大きい。

また、「高校生等奨学給付金」の不足等を補うため、独自の奨学金制度を実施している自治体に対して、国による財政支援が行われていないため、継続的に事業を実施するための財源を確保することが課題となっている。

そこで、こうした課題を解決し、家庭の経済状況に左右されず修学できる社会の実現に向け、以下の二点について要望する。

- 1 「高校生等奨学給付金」の給付額の増額及び給付対象者の拡大を行うとともに、全額国庫負担により実施すること。
また、第1子、第2子以降の区別なく同額の給付額とすること。
- 2 「高校生等奨学給付金」の不足等を補うため、自治体独自で実施している給付型奨学金制度に対して、国が財政支援を行うこと。

平成30年 月 日

文部科学大臣 林 芳正 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水 勇 人
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	小 池 百合子
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市長	福 田 紀 彦
	千葉市長	熊 谷 俊 人
	相模原市長	加 山 俊 夫

介護人材の更なる確保に向けた取組の推進について

超高齢社会を迎えるに当たり、介護が必要な高齢者の数は今後更に増加していくことが見込まれる。

その一方、慢性的な介護人材不足が続いており、首都圏（九都県市）では2025年に約11万人の介護人材が不足すると見込まれ、介護人材の確保に向けた取組をなお一層推進する必要がある。

介護人材不足の背景には、他産業と比較して賃金水準が低いことが挙げられる。介護職員の賃金は、これまで、介護報酬の上乗せにより月額平均5万3千円相当の改善が図られてはいるものの、依然として全産業の平均額を下回っていることから、更なる処遇改善への取組が必要である。

また、関東大都市圏における住宅1戸当たりの家賃を比較しても、全国平均より約1.4倍も高く、介護人材を確保するに当たり、都市部における住居費の負担が大きいことも課題の一つとなっており、更には、外国人の介護人材を確保する上でも、住まいを確保することは、とても重要である。

このような状況の中で、介護福祉士法の改正により、平成29年度から介護福祉士の資格取得には国家試験の受験が義務付けられた。介護福祉士試験の合格率は、上昇傾向にあるものの、全国では約3割が不合格となっている。EPA候補生等の外国人の合格率を更に高め、介護福祉士を増やす上でも試験制度の見直しや年1回の試験を複数回実施するなど、介護福祉士国家試験を受験しやすくする環境を整備するとともに、資質の担保を図るための育成支援を充実させる必要がある。

また、介護福祉士養成校の卒業生は、平成33年度までは経過措置として、5年間介護の仕事に従事することで、継続して介護福祉士の資格が付与される。しかし、平成34年度以降の卒業生からは准介護福祉士という扱いとなり、国家試験を受験し合格しなければ介護福祉士になることはできない。

在留資格に「介護」が加わったことを受けて、外国人介護人材の更なる活躍が期待されるが、介護福祉士を目指して留学生として来日し、養成校を卒業したとしても、介護福祉士の試験に合格できなければ在留資格がなくなるため、介護福祉士国家試験を受験しやすくするための環境整備が必要である。

これらの状況を踏まえて、首都圏における介護人材の更なる確保に向けた取組を推進するため、以下の事項について提言する。

- 1 介護職員の更なる処遇改善に取り組むこと。
- 2 地域医療介護総合確保基金等による介護職員住居借上げ支援制度を創設し、介護人材の確保と定着の支援をより一層推進すること。
- 3 外国人介護人材の確保も視野に入れ、介護福祉士の資質の担保を図るための育成支援を充実させるとともに、試験の回数を増やすなど、介護福祉士の資格が取得しやすくなるよう制度を見直すこと。

平成 30 年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

九都県市首脳会議

座長	さいたま市長	清水 勇 人
	埼玉県知事	上田 清 司
	千葉県知事	森田 健 作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市 長	福田 紀 彦
	千葉市 長	熊谷 俊 人
	相模原市長	加山 俊 夫

中小企業等へのテレワークの導入促進について

企業が集中している首都圏においては、都県を越えて通勤する方が多く、1都3県に住む方の平日の平均通勤時間の長さは全国でも上位となっています。

長時間の通勤は、身体的にも精神的にも負担であると同時に、育児・介護等と仕事の両立などのワーク・ライフ・バランスの推進や、出産・育児期の女性の就業継続を妨げる一因にもなっており、今後の労働力人口の減少を踏まえると、改善すべき課題の一つとなっています。

こうした状況を改善するためには、フレックスタイム制、時差通勤等とともに、自宅又は自宅の近くで勤務することを可能とするテレワークの活用が有効です。

また、テレワークは、企業にとっても、業務の効率化による生産性の向上や、育児・介護等を理由とした労働者の離職の防止、遠隔地の優秀な人材の確保、オフィスコストの削減等のメリットが期待できます。

国においても、本年2月に「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を策定し、テレワークの普及を図っていますが、平成28年の企業におけるテレワークの導入率は13.3%に留まっており、従業員数が少ない企業では取組が進んでいない傾向にあります。

つきましては、企業、特に中小企業におけるテレワークの導入促進と積極的な活用に向けて御協力いただきたく、次の点について、貴団体の会員に働きかけていただきますようお願い申し上げます。

テレワークへの理解を深め、企業の状況に応じてテレワークの導入を進めること。

その際、サテライトオフィスの活用も積極的に検討すること。

なお、テレワークの導入に当たっては、国のガイドラインを参考にして適正な職場環境づくりに取り組むとともに、従業員に対して十分に周知し、積極的な活用を働きかけること。

平成 30 年 月 日

一般社団法人埼玉県経営者協会会長	上 條 正 仁 様
一般社団法人千葉県経営者協会会長	小 島 信 夫 様
一般社団法人東京経営者協会会長	鶯 浦 博 夫 様
一般社団法人神奈川県経営者協会会長	石 渡 恒 夫 様
一般社団法人埼玉県商工会議所連合会会長	佐 伯 鋼 兵 様
一般社団法人千葉県商工会議所連合会会長	石 井 俊 昭 様
東京都商工会議所連合会会長	三 村 明 夫 様
一般社団法人神奈川県商工会議所連合会会頭	上 野 孝 様
埼玉県商工会連合会会長	大久保 義 海 様
千葉県商工会連合会会長	和 泉 善 久 様
東京都商工会連合会会長	村 越 政 雄 様
神奈川県商工会連合会会長	関 戸 昌 邦 様
埼玉県中小企業団体中央会会長	伊 藤 光 男 様
千葉県中小企業団体中央会会長	平 栄 三 様
東京都中小企業団体中央会会長	大 村 功 作 様
神奈川県中小企業団体中央会会長	森 洋 様

九都県市首脳会議

座 長 さいたま市長	清 水 勇 人
埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
千 葉 県 知 事	森 田 健 作
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
横 浜 市 長	林 文 子
川 崎 市 長	福 田 紀 彦
千 葉 市 長	熊 谷 俊 人
相 模 原 市 長	加 山 俊 夫